

保存期間：3年
(2021事務年度末)
管理運営課

全国納税貯蓄組合連合会の概要

1 沿革

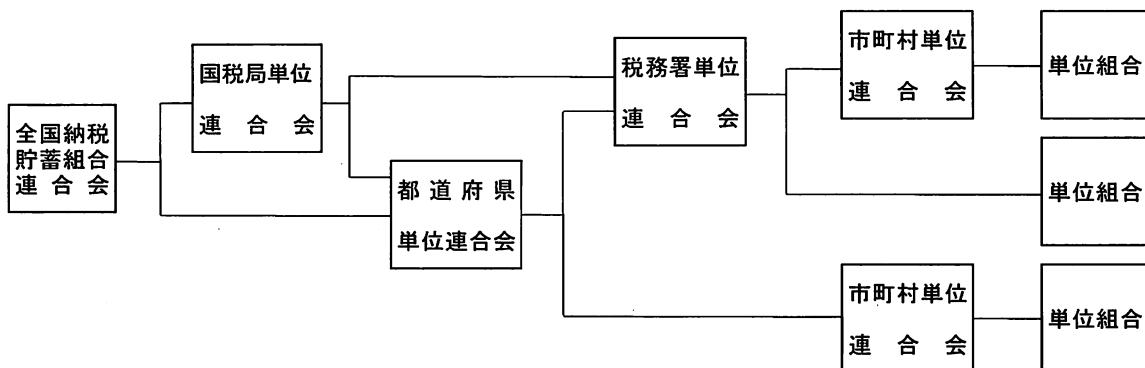
納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）の制定に伴い、納税資金の備蓄活動を通じて、租税の期限内納付を図ることを目的として組織された。

その後、各地で都道府県単位の連合会が順次結成され、昭和33年に全国組織として「全国納税貯蓄組合連合会」（以下「全納連」という。）が結成された。

2 組織

全納連の傘下には、各税局単位で結成する「局連合会」が12会、各都道府県単位で結成する「都道府県連合会」が43会、各税務署単位で結成する「署連合会」が470会、更に地域別、業種別等ごとに結成する単位組合約24千組合（全納連調）が組織されている。

なお、本年6月の定時総会において、全納連会長の改選が行われ、新井進会長に代わり、飯島賢二副会長が新会長に就任した。（P）



【参考】納税貯蓄組合数 (全納連調)

項目	21年3月末	23年3月末	25年3月末	27年3月末	平成29年3月
組合数	53,990組合	44,063組合	34,462組合	27,094組合	23,629組合

3 目的及び活動状況

全納連は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として設立された

ものである。

基本的事業の取組として、租税の自主納付態勢確立のための活動や、納税道義の高揚を図るための活動、及び金融機関との連携強化等を行っており、主な活動は以下のとおりである。

(1) 租税の自主納付態勢確立のための活動

- イ 納税資金の備蓄の推進等
- ロ 滞納未然防止活動
- ハ 振替納税制度の一層の拡充
- ニ e-Taxの普及活動及びダイレクト納付の推進

(2) 納税道義の高揚を図るための活動

- イ 中学生の「税についての作文」事業
- ロ 税の理解者・協力者の獲得活動
- ハ 税務広報活動の拡充
- ニ 租税教育活動の推進

(3) 金融機関との連携強化

地域所在の金融機関に消費税積立預金等の商品化を働き掛け

4 中学生の「税についての作文」事業

中学生の「税についての作文」事業は、昭和42年に全国納税貯蓄組合連合会により始められ、平成20年度から国税庁と全納連の共催事業として実施しており、優秀な作品に対しては、内閣総理大臣賞、財務大臣賞、総務大臣賞、文部科学大臣賞及び国税庁長官賞等を授与している。

また、中学生の「税についての作文」事業と租税教室等の他の租税教育活動との連携を積極的に図り、租税教育の充実に向けた活動の一端を担うこととしている。

【参考：中学生の「税についての作文」の応募状況】

	28年度（第49回）	29年度（第50回）	30年度（第51回）
応募校数	7,467校（71.8%）	7,528校（72.9%）	7,511校（73.1%）
応募編数	630千編（18.5%）	616千編（18.5%）	594千編（18.3%）

(注) カッコ書きは、全中学校数及び全生徒数に対する応募割合を示す。

5 課題と取組

納税貯蓄組合においては、役員等の高齢化や財政状況の悪化を起因とした組合員数や単位組合数の減少により、組織の弱体化が進んでいる。このため、全納連では、組織の活性化を図るため、会費制導入による財政基盤の確立やリーダー研修による後継者育成、地域社会との連携による新規組合員の獲得に取り組んでいる。

なお、国税当局においては、全庁的に行っていける関係民間団体との連携・協調の取組に基づき、納税貯蓄組合の事業活動が積極的に展開されるよう、各地域の実情を的確に把握の上、他団体との橋渡し役を担うなど納税貯蓄組合との連携・協調に努めている。

全納連主要役員名簿(P)

令和元年6月18日現在

役職	氏名	年齢	職業等	就任年月 (専門部役職)	納稅功勞 叙勳褒章	納稅表彰	所属県連
専門部役職							
会長	いいじま けんじ 飯島 賢二		税理士	令元.6		24 大臣	埼玉
副会長	うさみさぶろう 宇佐美 三郎		(株)宇佐美鉱油 代表取締役社長 (石油製品販売)	平27.6	28 藍綬	26 大臣	愛知
副会長	いげたかずお 井桁 和夫		税理士	平30.6		25 大臣	千葉
副会長	とがわ よしあき 組織部長 外川 凱昭		(有)山岸旅館 代表取締役 (ホテル業)	平30.6		30 大臣	山梨
副会長	ふじなみ かずひろ 企画指導部長 藤波 一博		(株)波里 代表取締役社長 (食品製菓材料卸・胡麻製造)	平25.6		21 大臣	栃木
副会長	にのみや たかゆき 青年部長 二宮 高之		税理士	平25.6		25 局長	岐阜
副会長	たぐち きみこ 女性部長 田口 貴美子		(株)田口化学産業 代表取締役社長 (塗料販売卸売)	平29.6	29 旭双	23 大臣	愛知
副会長	いいじま けんじ 広報広聴部長 飯島 賢二		税理士	平25.6		24 大臣	埼玉
副会長	さかもと ふみひこ 調査研究部長 坂本 文比古		坂本歯科医院 院長 (歯科医)	平23.6	27 藍綬	24 大臣	福岡
副会長	こんどう ただお 涉外部長 近藤 忠雄		(株)東海金属 取締役 (金属加工業)	平29.6		28 大臣	東京
副会長	ひがしひでまさ 福祉共済部長 東 秀優		税理士	平25.6		26 長官	熊本
専務理事	やまにしまさお 事務局 山西 正夫		元東京都職員	平21.6		—	
常務理事	さいとう けんし 事務局 斎藤 建史		元(財)大蔵財務協会	平19.6		—	

(注) 副会長については、令和元年6月17日現在のものであり、新副会長の決定は令和元年8月上旬となる見込み。

徵収事務の運営方針等

1 滞納の現状

平成30年度末における滞納残高は、8,118億円となっており、平成11年度以降、20年連続で減少し、ピーク時（平成10年度、2兆8,149億円）の28.8%まで圧縮が図られている（別紙1）。

滞納については、その未然防止に努めることが重要であり、賦課・徵収で連携を図りながら、国税組織全体として、各種未然防止施策を効果的・効率的に実施している。

また、滞納となった場合は、集中電話催告センター室の集中的な電話催告による効率的な滞納整理、税務署における早期着手・早期処理、国税局における厳正な滞納処分などにより、滞納の整理促進に努めている。

(1) 滞納の未然防止

適正・公平な課税は、納税がされて初めて実現されることから、滞納の未然防止は、国税組織全体として取り組む必要がある。

令和元事務年度においては、本年4月に改定した未然防止通達^{*}に基づき、賦課・徵収の緊密な連携の維持・強化により、引き続き、次の施策を積極的に実施していく（別紙2）。

※ 平成31年4月17日付徵徵2-9ほか13課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」（指示）

- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知
- 納期限前後における納付指導の実施
- 滞納整理時における納付指導等
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徵収の連携・協調

(2) 滞納の整理促進

滞納残高は、着実に圧縮が図られているものの、消費税滞納や、大口・悪質、処理困難事案が多く含まれると考えられる累積・長期滞納事案の滞納全体に占める割合が高いといった課題がある（別紙1、3）。

このため、滞納整理に当たっては、引き続き、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応するという基本方針の下、本年10月に予定されている消費税率引上げも踏まえ、①大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応、

②処理困難事案に対する質的整理の実施、③消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理を重点課題として、滞納の整理促進に取り組むとともに、限られた事務量を有効に活用して、効果的・効率的な事務運営の実施に努める。

2 徴収事務の事務運営

徴収事務を取り巻く様々な環境の変化に適切に対応しつつ、持続的かつ着実に滞納の整理促進を図っていくため、各局署の滞納の状況に応じた執行体制の最適化を図るとともに、事務の合理化・効率化により滞納整理事務量を確保した上で、事案区分に応じた事務量配分の最適化を図るなど、効果的・効率的な事務運営に努める。

また、集中電話催告センター室の効果的運用により、更なる効率的な滞納の整理促進を図るほか、国際的な徴收回避への対応や滞納処分免脱罪の告発など、専門的分野への取組を強化する（別紙4）。

（1）執行体制の最適化（別紙5）

署徴収部署の小規模な体制や、現下の厳しい定員事情等を踏まえ、滞納整理事務の集中化や、猶予・審理事務、滞納処分の停止・事後監査事務などの専門的又は画一的な事務の集中化の拡充を図るとともに、各局における独自の課題に対応するための施策を推進する。

（2）ＩＣＴ及びデータ活用の推進

限られた人員の下、引き続き、滞納の整理促進を図っていくため、ＩＣＴ及びデータ活用の推進により徴収事務の高度化・効率化を図り、滞納整理事務量の確保、事務量配分の最適化に取り組む。

イ 徴収システムの効果的活用（別紙6）

徴収システムは、システムによる的確な進行管理及び各種情報の管理・分析など、ＩＣＴの活用による滞納整理の一層の充実・高度化を図ることを目的として、平成24年1月に導入した徴収事務の基幹システムである。

徴収システムの事案管理機能や各種業務分析資料の活用により、徴収事務の更なる高度化を推進する。

ロ 統計的手法を活用したＰＤＣＡサイクルによる事務運営（別紙7）

徴収システムの様々な機能や統計的手法による科学的なデータを活用した合理的な事務計画の策定、事案区分に応じた事務量配分、実施結果の分析・評価など、ＰＤＣＡサイクルを活用した効果的・効率的な事務運営を推進する。

（3）集中電話催告センター室の効果的運用（別紙8）

集中電話催告センター室は、平成14年度に東京局に導入し、平成16年度までに順次全局に拡大した。同室では、集中電話催告システムにより、新規に発生した滞納事案について集中的に電話催告を行い、効果的・効率的に滞納を整理しているほか、納期限前に電話で納付指導を行い、滞納の未然防止にも取り組んでいる。

（4）専門的分野への取組強化（別紙9）

徴収事務においては、滞納の整理促進だけでなく、時宜に応じた社会的要請にも適切に対応していく必要があることから、国際的な徴収回避への対応や滞納処分免脱罪の告発など、専門的分野への取組も強化することによって、納税者コンプライアンスの向上を図っていく。

イ 国際徴収への取組

近年の国際的租税回避に対する関心の高まりや、租税条約に基づく徴収共助等のネットワークの拡充状況等を踏まえ、資料情報の積極的な活用及び課税部等との連携・協調を図ることなどにより、海外関連事案を的確に把握するとともに、情報交換や徴収共助の制度を積極的に活用し、国際的な徴収回避に的確に対応する。

ロ 年金保険料の滞納処分の委任

平成27年6月、関係省庁政務官による「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」の報告書が取りまとめられ、①国民年金事案の委任の実施、②委任件数の大幅な増加を図ること（年間最大100件程度）が指摘された。

これを踏まえ、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任の促進に努めてきた結果、平成27年12月以降、国民年金事案が着実に委任されているほか、平成30年度に委任件数が100件を上回った。

今後も、委任制度のより一層の活用と、委任を受けた事案の処理促進に向けて取り組む。

(5) その他の取組

イ 猶予制度への取組

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納付の履行を確保する観点から、税務署長の職権による換価の猶予に加えて、滞納者からの申請に基づく換価の猶予の規定が創設された（平成27年4月施行）。

猶予制度の的確な周知、納付能力調査を中心とした滞納者の実情把握、法令等の要件に該当する場合の適切な適用、適用後の履行監視の確実な実施に取り組んでいる。

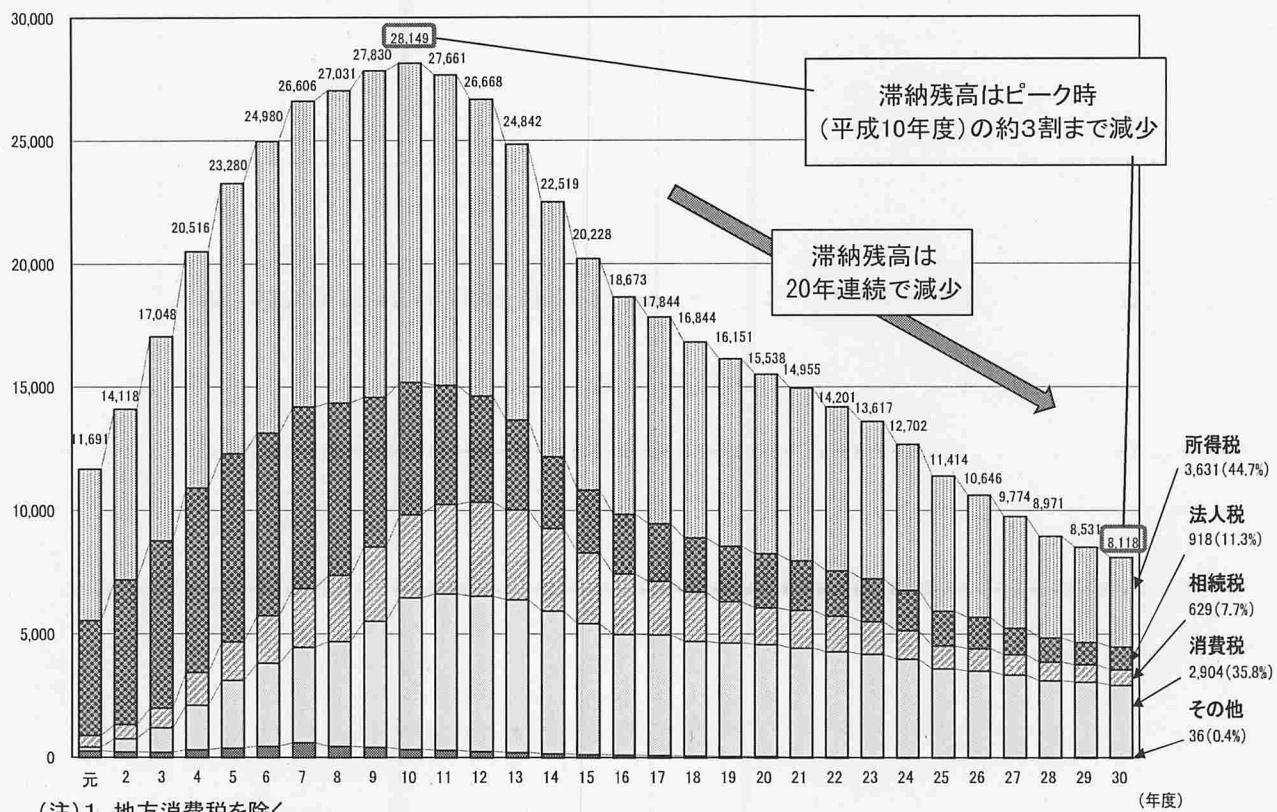
ロ 公売事案の処理促進

差押財産の公売については、平成19年より民間のオークションサイトを利用して、買受希望者の利便性に優れた競り売り方式のインターネット公売を実施している。

また、平成26年4月に公売事案の滞納処分の引継ぎ等の規定が設けられたことを踏まえ、評価・公売事務を国税局に集中化し効果的・効率的に実施するなど、公売事案の処理促進に取り組んでいる。

1 滞納残高

(単位:億円)

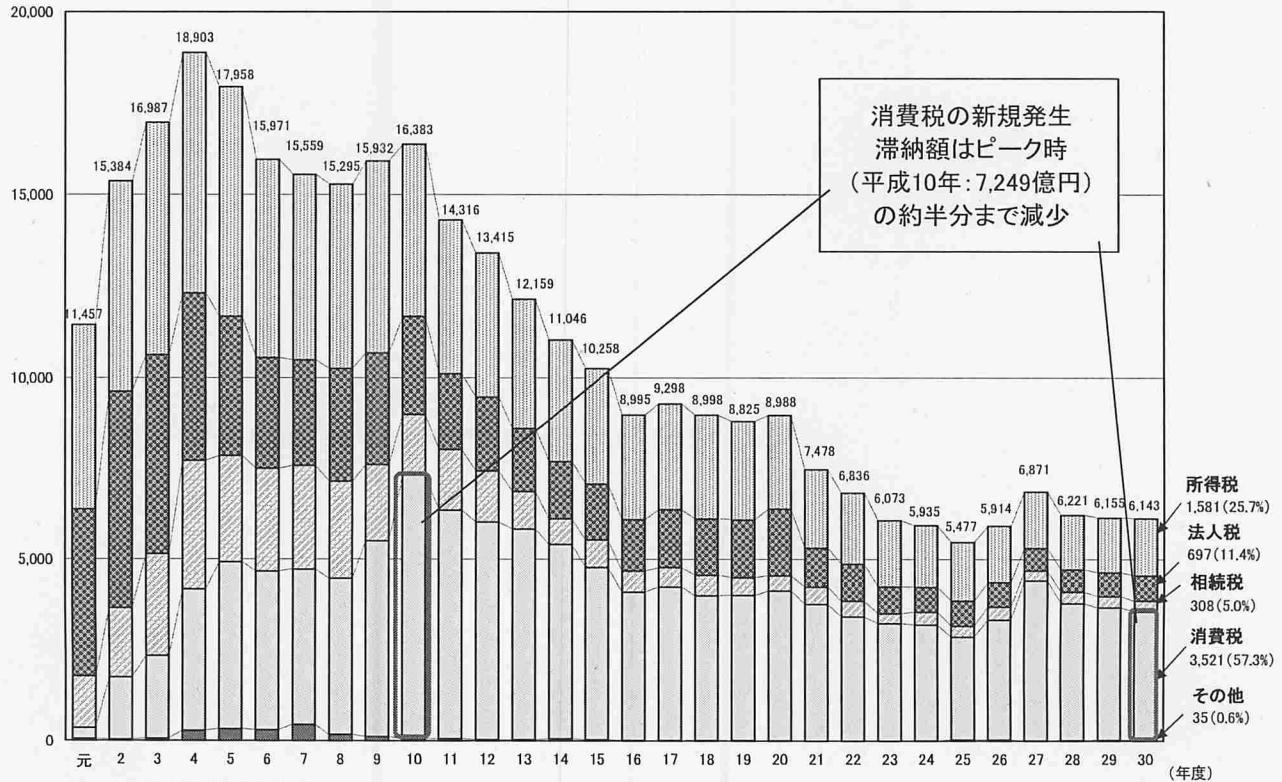


(注)1 地方消費税を除く。

2 ()書は、滞納残高に占める各税目の割合である。

2 新規発生滞納額

(単位:億円)

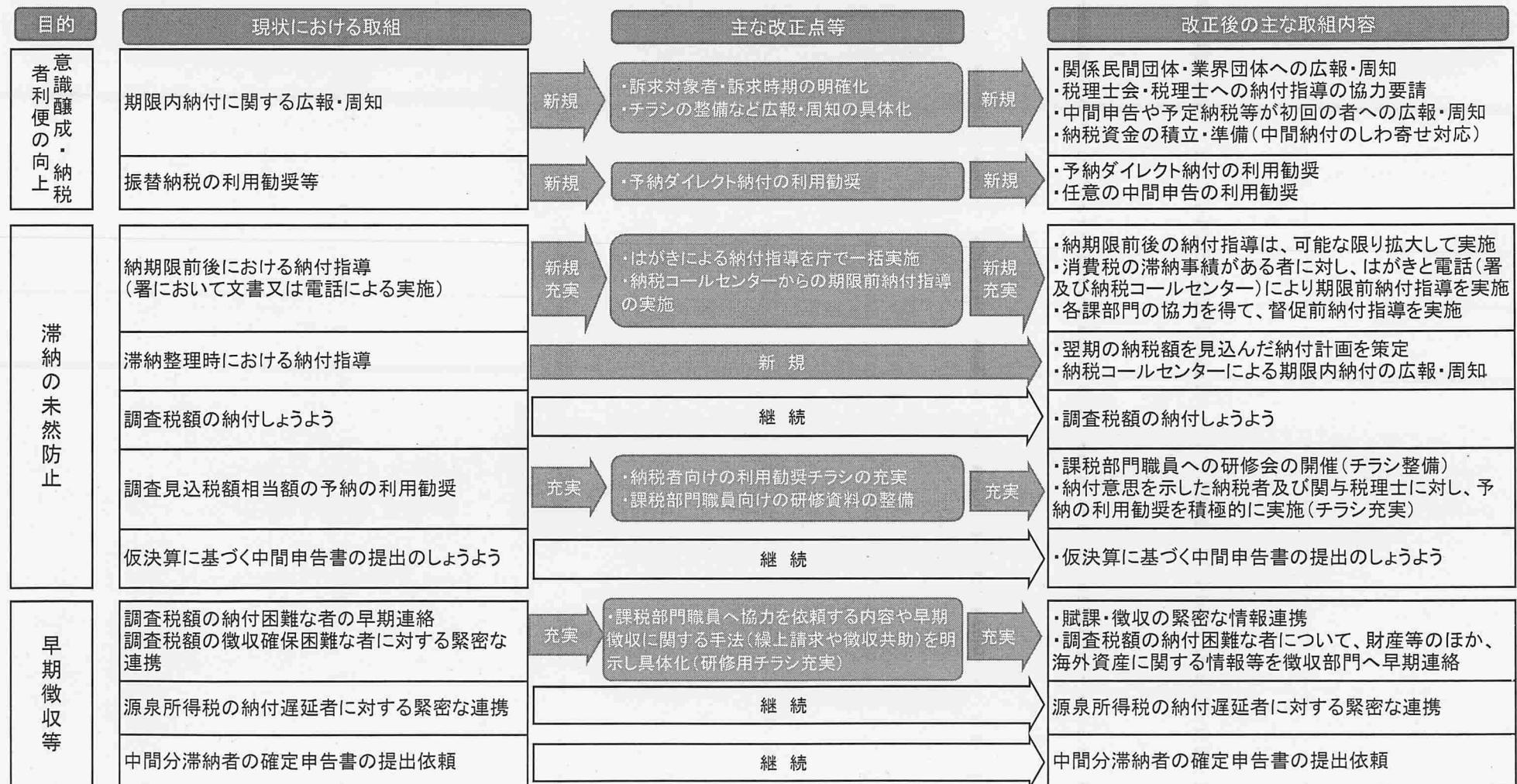


(注)1 地方消費税を除く。

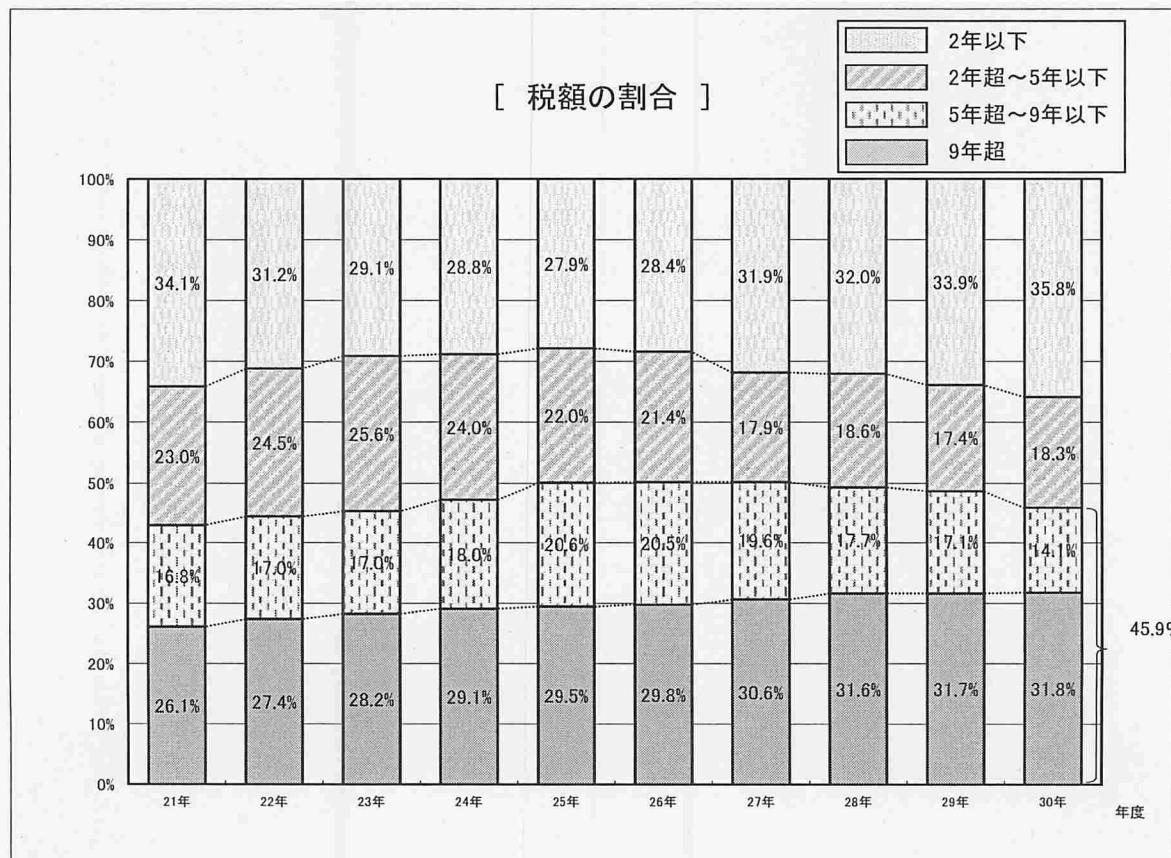
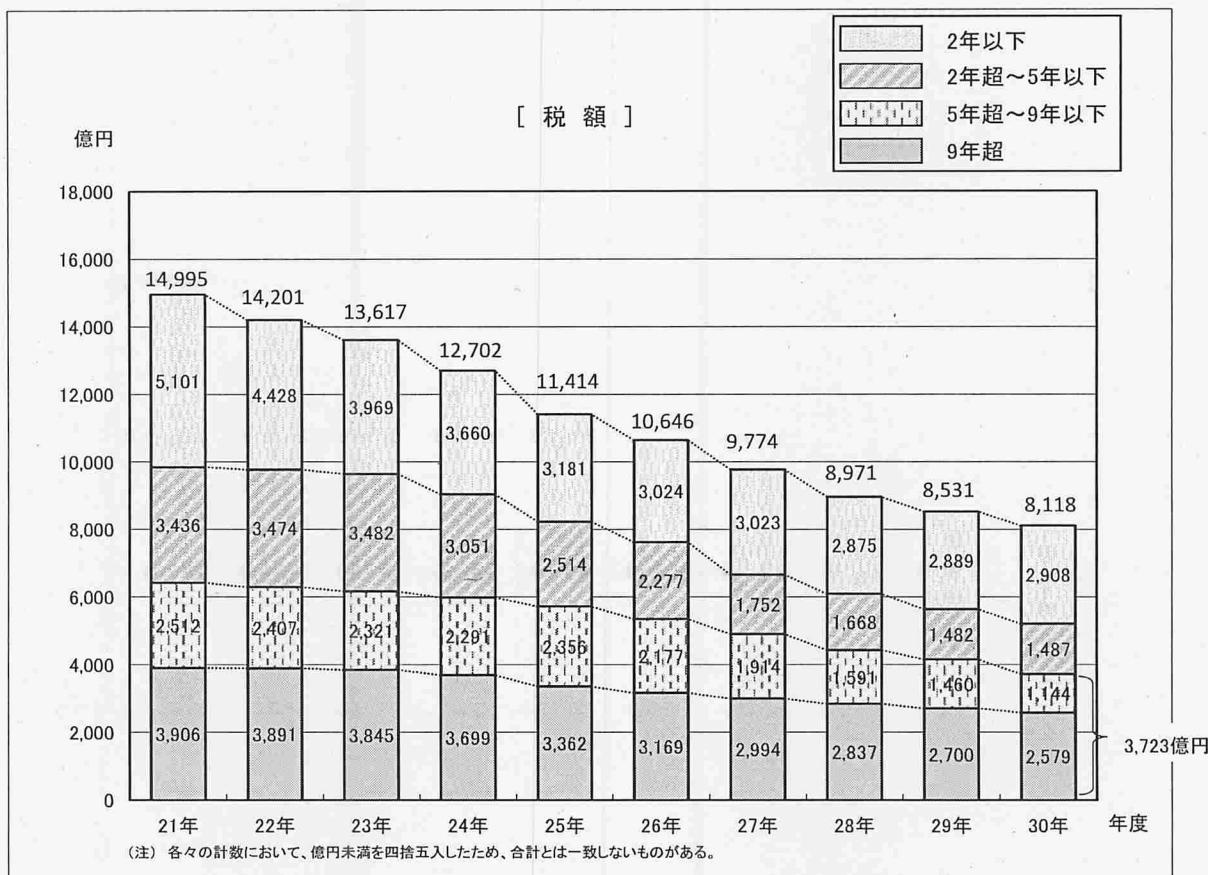
2 ()書は、新規発生滞納額に占める各税目の割合である。

滞納の未然防止に関する取組

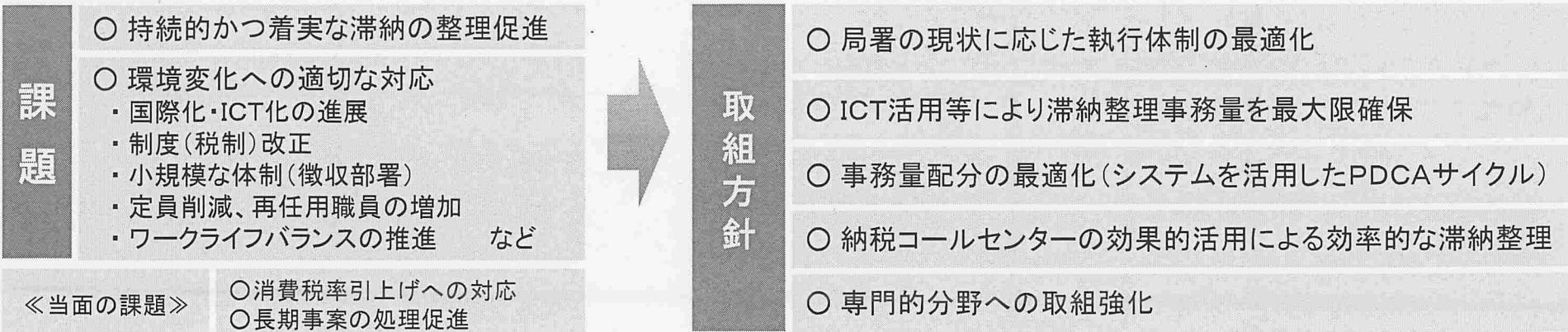
- 消費税率の引上げを見据え、限られた事務量の下、課税部・調査部等の協力も得ながら、効果的・効率的に滞納の未然防止策を実施する。
- 滞納の未然防止に関する取組について、①税理士や業界団体を含む訴求対象や訴求時期を明確化、②広報・周知に活用するチラシ等を整備、③滞納者への期限前納付指導の強化などを盛り込み、未然防止通達を10年ぶりに改正した。



滞納期間別滞納残高の推移(全税目・局署計)



徴収事務の事務運営（パフォーマンス向上に向けた取組）



○ 主な取組の内容

(1) 執行体制の最適化	(2) ICT活用の推進		(3) 集中電話催告センター室の効果的活用	(4) 専門的分野への取組強化
滞納整理事務量の確保	事務量配分の最適化			
<ul style="list-style-type: none">○ 滞納状況に応じた定員・人員配置○ 広域運営の見直し○ 小規模署の滞納整理事務の集中化○ 猶予・審理、停止・事後監査及び評価・公売などの個別事務の集中化	<ul style="list-style-type: none">○ 徴収システムの効果的活用による効率的な事務・事案管理○ 徴収システムと電話催告システムの統合による事務効率化○ 徴収システムと資料調査システムの連携による事務効率化	<ul style="list-style-type: none">○ 事務量に関するデータに基づく合理的な事務計画の策定○ 事案区分に応じた事務量配分の最適化○ 徴収システムを活用したPDCAサイクルの実施	<ul style="list-style-type: none">○ 文書発送など事務の合理化・効率化○ 応答率の向上に向けた取組○ 非常勤職員（オペレーター・事務補助）の積極的活用	<ul style="list-style-type: none">○ 國際徴収など専門分野の局間支援○ 庁研修の実施、局研修への講師派遣○ 外国税務当局との実務協議の促進○ 資料情報の活用○ 人材育成
徴収事務の特性	<ul style="list-style-type: none">➢ 反復・継続的に大量に発生する滞納事案全件を同時並行的に処理する必要➢ 徴収が見込めない事案にも相当の事務量を投下する必要など➢ 滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応			

○ 徴収事務の特性等

徴収事務の特性	<ul style="list-style-type: none">➢ 反復・継続的に大量に発生する滞納事案全件を同時並行的に処理する必要➢ 徴収が見込めない事案にも相当の事務量を投下する必要など➢ 滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応			
滞納整理の基本方針				

滞納整理事務の集中化の状況

局名	署数	内 小規模署	集中化実施状況										令和2年度以降 実施検討署	
			平成27年度 (試行)		平成28年度 (試行)		平成29年度		平成30年度		令和元年度			
			中心	対象	中心	対象	中心	対象	中心	対象	中心	対象		
札幌	30	17	-	-	1	2	2	3	6	9	6	9	1	
仙台	52	33	3	5	4	5	9	11	9	11	11	14	3	
関信	63	25	-	-	1	1	3	3	6	7	6	7	3	
東京	84	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	
金沢	15	9	-	-	1	1	1	1	2	2	2	2	2	
名古屋	48	10	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	9	
大阪	83	31	1	1	3	5	5	8	6	10	7	12	3	
広島	50	32	-	-	2	7	11	16	12	20	16	24	0	
高松	26	22	-	-	1	2	2	3	3	6	4	7	0	
福岡	31	19	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	
熊本	36	28	1	4	1	4	2	4	4	8	6	9	3	
沖縄	6	3	-	-	1	1	1	1	1	1	2	2	1	
合計	524	230	6	11	16	29	38	52	52	77	64	90	25	

(注) 小規模署とは、徴収部門非設置署(管理運営・徴収部門制署又は総務課制署)をいう。

徴収システムの概要

概要

- I C T の活用による徴収事務の高度化を図るため、K S K システムのオープン化に併せ、新たな基幹システムとして開発（平成 24 年 1 月から運用）
 - ・ 徴収職員は、基本的に全ての徴収業務をシステムにより実施
 - ・ 滞納処分等の決議、滞納整理事績、事務実績は、システム内で電子決裁
- 全局署の徴収事務に関する情報（データ）を一元的に管理
 - ・ 滞納者情報（宛名情報、債権管理情報、課税情報等）は、K S K システムから取得
 - ・ 徴収職員は、滞納整理情報（折衝履歴、滞納処分、納税緩和措置等）を入力

特長

○ 進行管理の充実

期日・予定管理（カレンダー機能）、不履行等の発生通知（トピックス機能）など、個別事案の進行管理をシステム化したことにより、担当者と管理者の双方から事案管理を徹底

○ マネジメント機能の充実

業務管理資料の多様化や検索項目の詳細化等により、総体的進行管理を充実するとともに、投下事務量分析機能により、P D C A サイクルの適正化を図り、効果的・効率的な事務運営を指向

○ 効果的な広域運営

徴収業務のシステム化により、ユーザー I D に広域権限を付与することで、中心署から対象署の滞納整理事務、審理事務等が可能

○ 情報の共有

データの一元管理により、局においても署の事案管理が可能

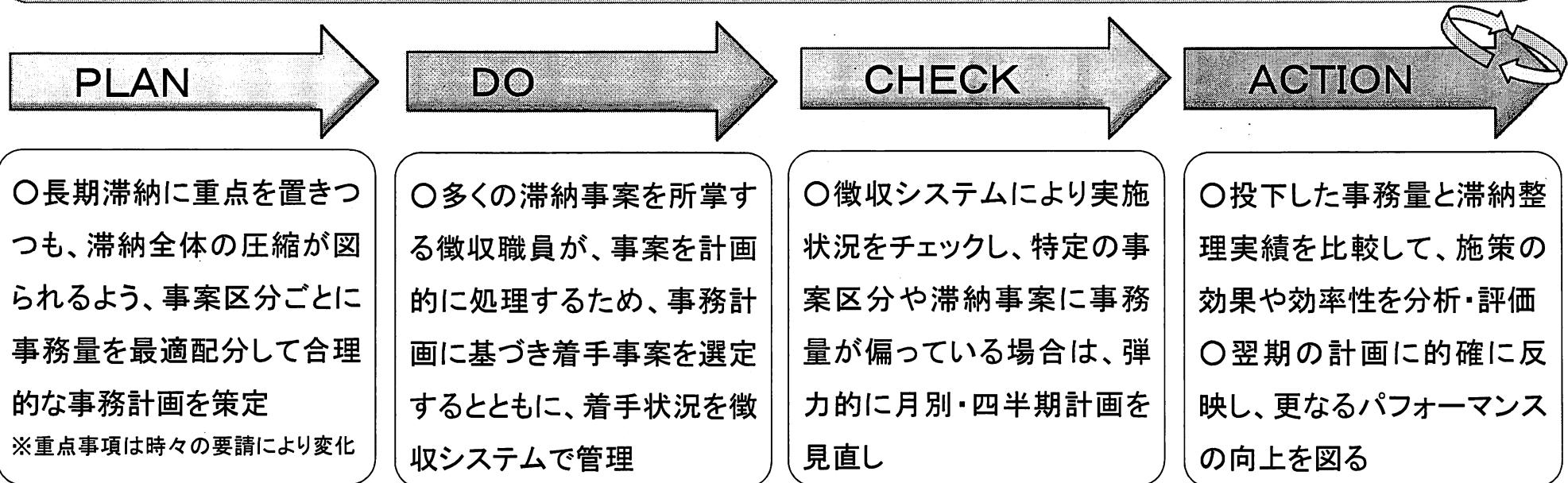
《集中電話催告システムとの統合》

別々のシステムとして構築・運用されている「徴収システム」と「集中電話催告システム」を令和元年 12 月に統合する予定（開発中）。

これにより、署と集中電話催告センター室間でメール・F A X 等により行つてきた連絡処理が、大幅に効率化される見込み。

PDCAサイクルを活用した事務運営(30年度から実施)

- 滞納の現状を的確に把握・分析し、事案区分に応じて事務量を配分する合理的な事務計画を策定。
- 計画に基づく進捗状況・処理状況を確認しつつ計画を見直すなど、事務を弾力的に運営。
- 実施結果を分析・評価し、翌期の事務計画に的確に反映。



【事務計画策定のイメージ】

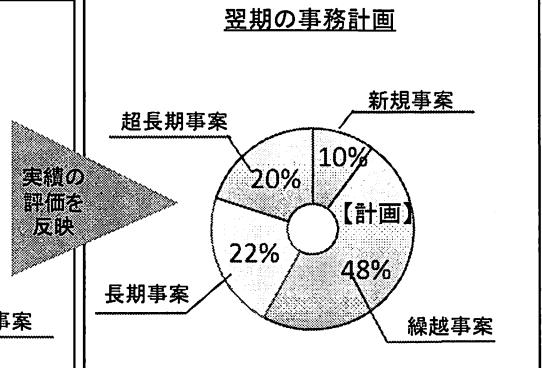
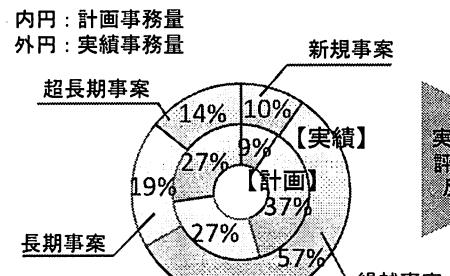
(単位:百万円、人日)

事案区分	①要処理税額	②投下事務量	③百万円当たり処理日数	見込残高 ①-(②÷③)
新規	852	150	0.9	685
継越	742	300	2.2	606
長期	900	500	4.2	781
合計	2,494	950		2,072

※ 「①要処理税額」には新規発生見込額を含む。
「③百万円当たり処理日数」は、署ごとに算出。



事務計画と実施状況



集中電話催告センター室における滞納整理

集中電話催告センター室の事務運営

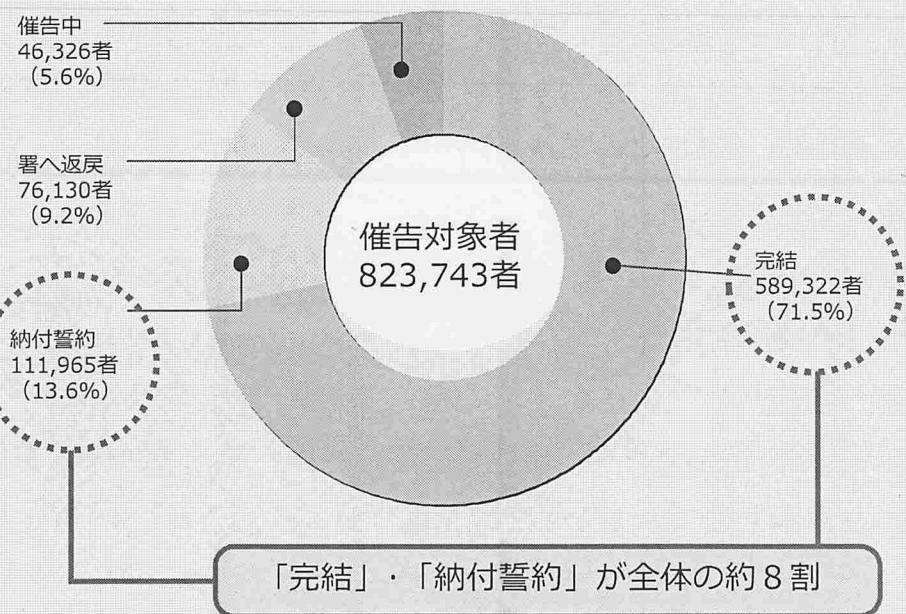
早期かつ反復的な電話催告を行う中で、一定の架電回数を維持しつつ、応答率の向上を目指すほか、税務署への滞納整理事務の支援などにより、更なる効果的・効率的な滞納整理に取り組む。



集中電話催告センター室の滞納整理の状況 (平成30年7月～令和元年6月)

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成30年7月から令和元年6月末までに電話催告の対象となった823,743者のうち、589,322者(71.5%)が完結へ。



専門的分野への取組

	制度等	取組状況	備考
国際徴収 (徴収共助)	<p>【徴収共助】 租税債権を徴収するための公権力の行使が自国の領域内に限られる(執行管轄権)という制約の下、租税条約に基づき、条約締約国の税務当局が互いに相手国の租税を徴収する枠組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○税務行政執行共助条約(いわゆる「マルチ条約」)が発効した平成25年以降、25件の徴収共助を要請 ○平成30事務年度は13件の徴収共助を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○条約に基づく「情報交換制度」も積極的に活用 ○条約相手国との実務協議を推進(徴収共助ミーティング等) ○実施取決め締結の推進
滞納処分免脱罪の告発	<p>【滞納処分免脱罪】 滞納者が差押えなどの滞納処分の執行を免れる目的でその財産の隠蔽等を行う犯罪であり、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科される(国税徴収法第187条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成8年度以降、75件を告発 ○平成30年度は12件を告発 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市局の持つノウハウを全国で共有する局間支援を活用し取組を推進
年金保険料等の委任	<p>年金保険料等の徴収体制の強化を図るため、厚生労働大臣が財務大臣(国税庁長官)に年金保険料等の強制徴収権限を委任することができる制度(平成22年施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成22年の制度導入後、国民年金、厚生年金を合わせた委任件数は280件 ○平成30年度の委任件数は103件 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚労大臣から委任を受けた場合に直ちに対応できる体制を整備 ○年金機構と国税局との定期的な打合せの実施 ○年金機構における研修への講師の派遣